

会計年度雇用職員給与等に関する実施要領（内規）

（平成 24 年 4 月 1 日）

（目的）

第1条 この内規は、会計年度雇用職員給与規程（以下「規程」という。）に基づく給与について、必要な事項を定めるものとする。

（給与表及びその適用）

第2条 規程第2条に定める給与は、「正規職員給与等に関する実施要領」に規定する給料表に、その職種ごとに、号俸を分類するものとし、その内容は別表第1に定める「職種別基準表」及び別表第2のとおりとする。

- 2 職員の号俸は、別表第1に定める「職種別基準表」に従い、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識及び職務経験等を考慮して会長が決定する。
- 3 時間額で給料を定める職員の給料の額は、給与月額を時給換算率（162.75）で除して得た額とする。（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- 4 1週間の所定労働時間が、15時間45分以上で、現に受けている号俸を受けるに至った時から1年間勤務し、雇用契約を継続する場合、その者の勤務成績が良好と認められる時は、上限号俸の範囲内で1号上位へ改定させることができる

（給料の支給方法等）

第3条 給料の支払いは法律によって特に認められた場合または法人と職員及び職員の代表との協定で定められたものをその給与から差し引く場合を除き、その全額を支払わなければならない。

- 2 給料の支払いは原則通貨をもって直接職員に支払うものとする。ただし、職員の同意により職員が指定する本人名義の金融機関の預金口座に振り込むことができる。
- 3 規程第4条及び前2項に定めるほか、非常時等の支払い方法等については「正規職員給与に関する実施要領」を準用するものとする。

（通勤手当）

第4条 規程第5条第2項による通勤手当の額は「正規職員給与等に関する実施要領」に準ずるものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、パートタイム職員及び非常勤嘱託職員が、勤務のために要する交通費（片道2キロメートル未満の者は除く）については、費用弁償として実費を支給する。ただし、月におおむね15日以上勤務する状態にあると会長が認めた者については、前項の規定に基づいて支給する。

（超過勤務手当）

第5条 規程第7条に定める超過勤務手当の額及び支給方法については、「正規職員給与等に関する実施要領」に準ずるものとする。

(期末手当)

第6条 規程第8条(期末手当)に定める手当の額及び支給方法については、「正規職員給与等に関する実施要領」第11条に準ずるものとする。

(勤勉手当)

第7条 規程第9条(勤勉手当)に定める手当の額及び支給方法については「正規職員給与等に関する実施要領」第12条に準ずるものとする。

(給与の減額)

第8条 月額で給与を定める会計年度雇用職員が正規の勤務時間中に勤務しない時は、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その会長が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第2条第3項に定める勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(処遇改善手当)

第9条 規程第9条に定める処遇改善手当の額及び支給方法は、「正規職員給与等に関する実施要領(内規)」に準ずるものとする。

(補足)

第10条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

等級別基準職務表

職種		基礎号俸		上限号俸	
		職務の級	号俸	職務の級	号俸
事務職	一般事務	1	1	1	8
	地域福祉推進委員	1	1	1	11
	高齢者福祉センター長	1	2	1	12
	介護支援員	1	2	1	14
専門職	ヘルパー	1	8	1	21
	介護福祉士	1	11	1	23
	サービス管理者等	1	14	1	24
	相談支援専門員	1	14	1	24
	看護師	1	15	1	25
	保育士	1	15	1	25
	保健師	1	25	1	30
	社会福祉士	1	25	1	30
	精神保健福祉士	1	25	1	30
	介護支援専門員	1	25	1	30

別表第2（第2条関係）

嘱託職員

職種		給与額
常勤嘱託職員	事務局長	会長が定めた額
非常勤嘱託職員	日自支援員、レター・コール従事者 有償運送従事者等	1級1号俸の時間給

別表第1の参考資料1

会計年度雇用職員 級 料 表

(令和7年4月1日現在)

級	号俸	賃金月額	時給換算
		(A)	(A ÷ 21 ÷ 7.75 小数点以下切り捨て)
1	1	187,500	1,152
1	2	188,600	1,158
1	3	189,800	1,166
1	4	190,900	1,172
1	5	192,100	1,180
1	6	193,800	1,190
1	7	195,400	1,200
1	8	197,100	1,211
1	9	198,700	1,220
1	10	200,400	1,231
1	11	202,100	1,241
1	12	203,700	1,251
1	13	205,400	1,262
1	14	207,100	1,272
1	15	208,800	1,282
1	16	210,600	1,294
1	17	211,900	1,301
1	18	213,500	1,311
1	19	215,200	1,322
1	20	216,700	1,331
1	21	218,200	1,340
1	22	219,900	1,351
1	23	221,500	1,360
1	24	223,100	1,370
1	25	224,800	1,381
1	26	226,500	1,391
1	27	227,800	1,399
1	28	229,200	1,408
1	29	230,500	1,416
1	30	231,600	1,423